

## 産業廃棄物処分業許可証

住 所 兵庫県尼崎市西高洲町 2-1 番地 1  
 名 称 大道商事株式会社  
 代 表 者 代表取締役 大道 能子



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 6 項の許可を受けた者であることを証する。

尼崎市長 稲 村 和 美



許 可 の 年 月 日 令和 元 年 6 月 9 日

許 可 の 有 効 期 限 令和 6 年 6 月 8 日

## 1. 事業の範囲

## (1) 中間処理業 (破砕)

取扱産業廃棄物の種類

- ① 廃プラスチック類  
 ② 紙くず  
 ③ 木くず  
 ④ 繊維くず  
 ⑤ ゴムくず  
 ⑥ 金属くず  
 ⑦ ガラスくず・コンクリートくず (工作物の除去等を除く。) 及び陶磁器くず  
 ⑧ 工作物の除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物  
 以上 8 種類

## 2. 事業の用に供するすべての施設

施設の種類の	廃プラスチック類の破砕施設	木くず又ははがれき類の破砕施設	木くず又ははがれき類の破砕施設	
設置場所	尼崎市東浜町 41-3, 4-4, 3, 3-1 の一部			
設置年月日	平成15年 8月 1日		平成15年8月1日	
処理能力	廃プラスチック類	9.6 t/日	木くず 44.16t/日	
	紙くず	8.48t/日		ゴムくず 4.8 t/日
	木くず	8.48t/日		金属くず 24.16t/日
	繊維くず	8.48t/日		ガラスくず 145.12t/日
		がれき類 145.12t/日		
許可年月日	平成15年3月10日		平成15年3月10日	
許可番号	914002	914003	914004	

※ 処理能力は、それぞれ単独処理時のものである。

## 3. 許可の条件

- (1) 中間処理施設及び付帯設備の維持管理を適切に行い、産業廃棄物の飛散、流出及び地下浸透等の発生防止に留意すること。  
 (2) 当該処理施設の受入基準を遵守すること。  
 (3) 当該処理施設又は受入基準を変更する場合は、事前に市長の承認を得ること。

## 4. 許可の更新又は変更の状況

平成 11 年 6 月 9 日 新規許可 平成 26 年 6 月 9 日 更新許可  
 平成 16 年 6 月 9 日 更新許可 令和 元 年 6 月 9 日 更新許可  
 平成 21 年 6 月 9 日 更新許可

5. 規則第 10 条の 4 第 5 項の規定による許可証の提出の有無 無